

たかやま労基署だより (R1.9)

高山労働基準監督署

令和元年(8月末時点)の労働災害発生状況について

主要産業の死傷者数

注1)カッコ内は死亡者数
注2)死傷者数は休業4日以上のもの

	H31年 R1 年		H30年		H29年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
全産業	90		114	(3)	111	(3)	-24	(-3)	-21.1%
製造業	19		31		26	(1)	-12		-44.8%
建設業	13		20	(1)	22		-7	(-1)	-35.0%
運送業	4		12		7		-8		-66.6%
林業	11		13		10	(1)	-2		-15.3%
小売業	12		9	(1)	13		3	(-1)	25.0%
社福祉	7		5		1		2		40.0%
旅館業	7		5		8		2		40.0%
その他	17		19	(1)	24	(1)	-2	(-1)	-10.5%

所見

令和元年8月末の休業4日以上労働災害による死傷者数は、90人と、前年に比べ**24人(21.1%)の減少**となっています。また、**死亡災害は発生していません**。第13次労働災害防止計画目標(173人以内)達成に向けて、着実に推移しています。こうした中、小売業、社会福祉、旅館業は**前年比増**となっております。**社会福祉業労務安全管理講習会**(9月18日)を開催し、災害防止を推進します。



スローガン 健康づくりは 人づくり みんなてつくる 健康職場

(改正労基法 Q & A)

(Q)使用者が時季指定した年次有給休暇について、労働者から取得日変更の申出があった場合には、対応する必要がありますか。

年次有給休暇管理簿もその都度、修正が必要ですか。



(A)再度意見を聴取し、できる限り、労働者の希望に沿った時季とすることが望ましいです。取得日の変更があった場合は、年次有給休暇管理簿の内容を修正してください。

準備期間 (9月1日~30日)

に実施する事項

重点事項

- ・ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・ 労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 受動喫煙防止対策に関する事項
- ・ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・ その他の重点事項